

高知県充電設備導入推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県充電設備導入推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、運輸部門における脱炭素化の取組として、電気自動車等の普及を促進するために、急速充電設備の導入を推進することを目的に、第4条に規定する補助事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「一般の用に供する」とは、設置場所が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあり、利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としないことをいう。ただし、駐車料金等、県が特に認める料金の徴収は可とする。
- (2) 「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (3) 「急速充電設備」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する一般電気工作物のうち、電気自動車を充電するための設備であつて、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10キロワット以上のものをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和4年4月1日時点で急速充電設備が未設置の町村（奈半利町、安田町、北川村、馬路村、本山町、大川村、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、日高村及び三原村のいずれか）にある施設内の土地に、一般の用に供する急速充電設備を1基設置する事業とする。当該設備を設置することとなった施設を以下「補助施設」という。

2 補助事業により設置する急速充電設備は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金（以下「経済産業省補助金」という）による事業において、その事業を実施するセンターが、補助金交

付対象となる設備として承認したものであること。

(2) 一般の用に供するものであること。なお、利用料金の徴収の有無は問わない。

(3) 未使用であること。

3 前2項の規定にかかわらず、県の他の補助事業として採択された事業は、補助事業から除く。

(補助事業者)

第5条 補助事業者は、一般の用に供する急速充電設備を設置する土地の使用権限を有する町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）及び次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

(1) 法人格を有し、補助施設を所有又は管理していること。ただし、管理している場合においては、当該補助施設を補助事業のために用いることについて所有者の承諾を得ていること。

(2) 県内に所在する本店及び営業所等について県税の滞納がないこと。

(3) 県が実施する再エネルギーに関する普及啓発活動に協力すること。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第6条 補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助事業者は、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請すること。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査した上で、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

2 知事は、補助金の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、前条第1項に規定する申請書を受領した後において、必要に応じて現地調査等を行う

ことができるものとし、補助事業者は、現地調査等に協力しなければならない。

- 4 補助事業者は、補助金交付決定通知を受けた後において、入札又は3者以上から見積書を徴収するなど、競争性を確保した上で、事業費を確定し、別記第3号様式による事業費等確定報告書により速やかに知事に報告し、工程表を提出しなければならない。
- 5 補助事業者は、補助金交付決定通知を受けた後において、工事着手から完了までの間に工事の施工状況について、知事の確認を受けなくてはならない。この場合において、知事の指定する日までに、設計書等の工事内容及び導入する設備の詳細が分かる資料を提出しなければならない。

(補助の条件)

第9条 補助事業者は、補助金の交付目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分を制限する期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間。この条において「処分制限期間」という。）を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳及びその他必要な関係書類を保管すること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図ること。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- (4) 県税を滞納しないこと。
- (5) 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用しないこと。
- (6) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準ずること。
- (7) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効果の増加した財産については、処分制限期間内において、知事の承認を受けずに、第2条に規定する補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供し（以下「処分」という。）ないこと。
- (9) 処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、

その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用若しくは公共の用に供する場合又は天災地変その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

(11) 設置した急速充電設備は、原則 24 時間利用できるようにすること。一時的に利用できなくなる場合には、速やかに県に報告すること。

(補助事業の変更等)

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第 4 号様式による事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付決定額の増額又は 20 パーセントを超える減額

(2) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第 5 号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第 1 項の規定により事業変更承認申請書の提出があったとき又は前項の規定により事業中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第 6 号様式による補助事業の事業変更等承認（不承認）通知書により当該事業者に通知するものとする。

(実績報告等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第 7 号様式による実績報告書を、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業を実施した年度の 2 月 15 日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第 7 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第 7 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第 8 号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 知事は、前条第 1 項に規定する実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に対し、別記第 9 号様式に

よる確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第14条 知事は、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助事業について変更を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用し、又はその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件若しくは、規則、要綱若しくはこれらに基づく知事の処分に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(補助事業終了後の状況報告)

第16条 知事は、必要であると認めたときは、補助事業実施年度の翌年度からおおむね3年間、補助事業者へ補助事業終了後の状況の報告を求めることができるものとし、補助事業者はその求めに応じなければならない。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第18条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年5月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条、第11条第3項、第14条から第17条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第6条関係）

補助率及び補助金額	補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額に3分の1を乗じて得た額以内の額（上限額 240 万円）
補助対象経費	<p>急速充電設備の購入費</p> <p>※ 対象となる急速充電設備は、経済産業省補助金を交付する一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が審査・承認した充電設備（型式）が対象となります。（センターホームページの「補助対象充電設備型式一覧表」が更新されますので、最新の補助対象として承認された型式を確認してください。）</p> <p>設置工事費</p> <p>※ 対象となる工事は、センターが定める設置工事項目が対象となります。</p> <p>※ 充電設備の設置場所は、既存の駐車スペースを活用してください。また、当該駐車スペースがアスファルト等の舗装がされていない場合でも、舗装に係る費用は補助の対象外です。</p> <p>工事費負担金</p> <p>※ 四国電力送配電株式会社が定める託送供給等約款（令和4年4月1日実施）に規定されている特例区域等の新設に伴い発生する工事費負担金</p>

別表第2（第8条、第9条関係）

- 1 暴力団又は暴力団員等であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。